ハ　開発行為をしようとする者（独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）第一条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合にはその登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

ニ　開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）

ホ　開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類

ヘ　その他必要と認める書類

附　則

この省令は、令和七年七月三十日から施行する。

その他告示

○国家公安委員会告示第二十五号

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十九条の五第一項第三号の規定により、令和七年七月二十五日付けで次の法人を指定したので、外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第五号）第三条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月三十日

国家公安委員会委員長　坂井　学

一　名称　一般社団法人訪日運転者支援協会

二　住所　東京都港区芝一丁目四番一号芝コバヤシビル四階

三　事務所の所在地　東京都港区芝一丁目四番一号芝コバヤシビル四階

○消費者庁
総務省告示第一号

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第十九条の規定により登録送信適正化機関として登録した一般財団法人日本データ通信協会から代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第二十七条の規定に基づき、次のように公示する。

令和七年七月三十日

消費者庁長官　堀井奈津子

総務大臣　村上誠一郎

一　変更後の代表者の氏名

黒田　吉広

二　変更年月日

令和七年六月十九日

ハ　開発行為をしようとする者（独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）第一条に規定する独立行政法人等を除く。）が法人である場合には、その登記事項証明書

（新設）

ホ　（新設）

ヘ　（新設）

○総務省告示第二百六十六号

家計調査規則（昭和五十年総理府令第七十一号）第四条第一項の規定に基づき、昭和五十年総理府告示第三十五号（家計調査の調査地域を定める等の件）の一部を次のように改正し、令和八年二月一日から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は同年三月一日から施行する。

令和七年七月三十日

総務大臣　村上誠一郎

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第一表

改正後	改正前
別表	**別表**
都道府県名 / 調査市町村名	都道府県名 / 調査市町村名
［略］	［同上］
富山県 / 富山市　黒部市　射水市	富山県 / 富山市　滑川市　射水市
［略］	［同上］
岡山県 / 岡山市　津山市　笠岡市	岡山県 / 岡山市　津山市　高梁市
［略］	［同上］

備考　家計調査の調査地域は、この表に掲げる市町村の区域とし、当該市町村の名称及び区域は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の定めるところによる令和七年七月三十日現在における名称及び区域によるものとする。

備考　家計調査の調査地域は、この表に掲げる市町村の区域とし、当該市町村の名称及び区域は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の定めるところによる令和六年七月三十日現在における名称及び区域によるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第二表

改正後	改正前
別表	**別表**
都道府県名 / 調査市町村名	都道府県名 / 調査市町村名
［略］	［同上］
和歌山県 / 和歌山市　海南市　田辺市	和歌山県 / 和歌山市　田辺市　新宮市
［略］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。